

(証券コード 3902)  
平成28年3月14日

# 第13期 定時株主総会招集ご通知



## ■開催日時

平成28年3月29日（火曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分を予定しております）

## ■場所

東京都千代田区神田美土代町7番地  
住友不動産神田ビル 3階 ベルサール神田  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

## ■決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

## <目次>

第13期定時株主総会招集ご通知	1
（提供書面）	
事業報告	3
計算書類	19
監査報告書	29
（株主総会参考書類）	
第1号議案 定款一部変更の件	32
第2号議案 取締役8名選任の件	34
第3号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件	39

証券コード 3902  
平成28年3月14日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美土代町7番地  
メディカル・データ・ビジョン株式会社  
代表取締役社長 岩 崎 博 之

## 第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月28日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月29日（火曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 東京都千代田区神田美土代町7番地  
住友不動産神田ビル 3階 ベルサール神田  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第13期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件

**決議事項****第1号議案** 定款一部変更の件**第2号議案** 取締役8名選任の件**第3号議案** 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mdv.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(自平成27年1月1日)  
(至平成27年12月31日)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、一連の政府による経済政策や日銀による金融政策を背景に、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、中国や新興国経済の減速の影響等、引続き不透明な状況が続いております。

当社の主たる事業領域である医療関連業界におきましては、社会保障・税の一体改革で描かれた平成37年（2025年）の医療・介護の将来像の実現に向けて、医療行政は医療機関に対して機能分化を推し進める医療制度改革の舵取りを行っております。そのような背景のもと、平成28年度診療報酬改定の基本方針が指し示され、様々な議論が開始しております。

その他、マイナンバー制度施行に伴い、政府は、医療等（医療・健康・介護）分野の情報に個人番号（医療等ID）を付与する方針を決定し、マイナンバーと連携させた形での運用を明確にしました。医療分野において、今後利活用が進む見通しであります。

このような事業環境のもと、医療機関向けのパッケージ販売を主としたデータネットワークサービスにおいては、DPC分析ベンチマークシステム「EVE」の累計導入数が768病院と、大規模なDPC実施病院のベンチマークデータを保有するに至りました。また、病院向け経営支援システム「Medical Code」の累計導入数は176病院となりました。

新サービスとして、患者が自分自身の診療情報の一部を保管・閲覧することを目的にした病院向けサービスである「エースビジョン」を5月より開始しております。その他、視覚的に経営課題の把握が可能となる経営可視化ソリューション「Hospital eye」をデータ提出加算病院向けに11月より提供するなど、新規サービスを積極的に展開しております。

主として製薬会社向けのデータ利活用サービスにおいては、診療データ分析ツール「MDV analyzer」の利用社数が、11社となりました。医療関連業界においてもビッグデータの活用が注目されている中、当該サービスのデータベース規模は、225病院分（実患者数1,265万人）のDPCデータを保持するに至り、診療データベースの規模と質において、製薬会社等から非常

に高い評価を受けております。

新サービスとして、疫学調査支援を目的とした分析システム「MDV analyzer for Academia」を3月より、「MDV analyzer」の簡易版である「MDV analyzer Light」を4月よりそれぞれ提供開始しております。また、OTC医薬品をはじめとするH&BC製品に関する分析サービスも開始しております。その他、医療機関向けのサービスとして、募集病院のDPCデータを活用した医師専門転職サイト「メディリア」を6月より提供開始するなど、データ活用サービスにおいても新規サービスを積極的に推進しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は2,413,786千円（前事業年度比23.7%増）となり、売上総利益は1,897,405千円（前事業年度比21.2%増）となりました。

販売費及び一般管理費については、主に業容拡大に伴う人員増加や行動量の増加に伴う旅費交通費の増加、九州支店移転に伴う地代家賃の増加、新規サービスにおける広告宣伝費や業務委託費の増加等により、1,614,912千円（前事業年度比23.7%増）となりました。その結果、営業利益が、282,493千円（前事業年度比8.4%増）となりました。

営業外損益については、営業外収益として受取利息等を計上し、営業外費用として株式交付費償却等を認識したことにより、経常利益が280,168千円（前事業年度比12.7%増）となりました。

特別損益については、特別損失として固定資産除却損を認識したこと、減損損失を認識したことにより、税引前当期純利益は262,388千円（前事業年度比7.4%増）となりました。

法人税、住民税及び事業税を103,914千円計上し、法人税等調整額を△5,536千円計上した結果、当期純利益は164,010千円（前事業年度比21.1%増）となりました。

## サービス別売上高

| 区 分                    | 第 12 期<br>(平成26年12月期)<br>(前事業年度) |              | 第 13 期<br>(平成27年12月期)<br>(当事業年度) |              | 前事業年度比増減    |              |
|------------------------|----------------------------------|--------------|----------------------------------|--------------|-------------|--------------|
|                        | 金 額<br>(千円)                      | 構 成 比<br>(%) | 金 額<br>(千円)                      | 構 成 比<br>(%) | 金 額<br>(千円) | 増 減 率<br>(%) |
| データネットワーク<br>サ ー ビ ス   | 1,213,562                        | 62.2         | 1,449,792                        | 60.1         | 236,230     | 19.5         |
| デ ー タ 利 活 用<br>サ ー ビ ス | 737,175                          | 37.8         | 963,993                          | 39.9         | 226,818     | 30.8         |
| 合 計                    | 1,950,737                        | 100.0        | 2,413,786                        | 100.0        | 463,049     | 23.8         |

### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は118,733千円で、その増加の主なものは次のとおりであります。

事業に係るサービス用サーバ 11,400千円、社内用のサーバ及びPC 14,814千円、新規事業に係るソフトウェア 39,173千円、新規事業に係るソフトウェアの開発 49,591千円などによるものです。

### ③ 資金調達の状況

新株予約権の行使により54,000千円の資金調達を実施しております。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する重要な事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第10期<br>(平成24年12月期) | 第11期<br>(平成25年12月期) | 第12期<br>(平成26年12月期) | 第13期<br>(当事業年度)<br>(平成27年12月期) |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売上高(千円)       | 1,167,383           | 1,530,432           | 1,950,737           | 2,413,786                      |
| 経常利益(千円)      | 62,585              | 210,557             | 248,585             | 280,168                        |
| 当期純利益(千円)     | 91,817              | 204,925             | 135,461             | 164,010                        |
| 1株当たり当期純利益(円) | 25.37               | 56.61               | 36.06               | 35.33                          |
| 総資産(千円)       | 1,038,333           | 1,333,845           | 2,659,128           | 2,918,674                      |
| 純資産(千円)       | 889,800             | 1,094,726           | 2,271,902           | 2,489,601                      |
| 1株当たり純資産額(円)  | 245.82              | 302.43              | 492.63              | 527.50                         |

(注) 第10期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日公表分)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は、平成26年9月10日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行い、また平成27年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行いましたが、当該株式分割が第10期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、より一層の医療の質向上を目指し、医療関連業界に蓄積された膨大で多様なデータをネットワーク化し活用することで、「豊富な実証データに基づいた理想の医療」の実現を目指しております。そのために、更なる経営基盤の強化を図り、以下の課題に取り組んでまいります。

## ① 人材の確保と育成について

病院向け経営支援システム「EVE」「Medical Code」等で構成される「データネットワークサービス」において、当社は、当社営業部門が直接販売活動を展開しています。高い導入シェアを背景に、顧客から多くの要望を収集し、商品に反映させる企画・製造部門に加え、医療データの共有化のみならず、顧客ノウハウの創造やノウハウを共有するサポート部門までをシームレスに組織化しています。これにより、企画・製造・販売・アフターメンテナンスの有機的結合を行うことで業界内での差別化を図っております。

また、主に製薬会社や研究機関等の法人向けに各種データ提供を行う「データ利活用サービス」において、膨大なデータを処理分析し顧客の要望に応じたサービスを提供していくうえで、その技術力及びノウハウの蓄積に注力しております。さらに、データを利活用した新商品・新サービスの開発に注力してまいります。

そのため当社は、企画・製造・販売・アフターメンテナンスの有機的結合、データ利活用における技術力及びノウハウの蓄積、並びに新商品・新サービス開発の推進に向けた優秀な人材の確保と育成は、最重要課題の一つと認識しています。

今後も、新卒・中途採用を問わず、当社の使命に共感した人材の確保と同時に、常に洗練された教育体制やマニュアルを駆使し、医療に関する深い知識とITに関する高いスキルを持ち合わせた人材の育成に取り組んでまいります。

## ② 医療情報の拡大とアライアンス戦略について

当社はデータネットワークサービスを通じて、良質でセキュリティが保全された国内最大級の医療情報を保持しています。また、この医療情報はデータ利活用サービスを通じて、当社の専門性とブランド力を背景に、当社が独自で利活用を推進しています。

このような当社のビジネスモデル、即ち、医療情報を収集する仕組みや、それを利活用する仕組みの継続的拡大が、医療の質を向上させるとともに、事業についてもより安定的なものへ導くと考えております。医療情報の発生元に対する商品の企画、開発、製造、販売、保守業務と、医療情報を製薬会社や研究機関等が利活用する、それぞれの事業分野において、当社のリソースに限定されず、積極的なアライアンス戦略を立案し、実行していくことで、ビジネスモデルを加速してまいります。

### ③ 商品戦略について

当社は良質でセキュリティが保全された国内最大級の医療情報を保持していますが、その中心はDPCデータです。DPCデータはDPC制度を背景にフォーマットが定義されたデータ形式であり、安定的なデータ取得はDPC制度の継続に依拠しています。しかしながら、医療情報の発生元は病院や健康保険組合に限らず、診療所や訪問看護など、様々な医療サービスの現場に眠っています。加えて、現在、医療情報の利活用は病院、製薬会社や研究機関等が中心であります。更なる医療の質向上の実現には、当事者である医療消費者や生活者自身が、自身の医療情報を自由に閲覧、分析、評価、比較できる環境を得て、医療に参画する必要があります。

この環境の実現のため、当社は商品戦略と新規事業の開発が最重要課題の一つと認識しております。具体的には、DPC制度に依拠せずに、データ発生元の一つであるカルテ情報を継続的に集積するため、電子カルテ・オーダーリングシステム・レセプトコンピュータ等の基幹システム分野へ進出することにより、病院のみならず診療所等への事業を拡大し、様々な発生元から収集した医療・健康情報を集積できる仕組み作りを目指しております。当社は、カルテ情報・健診情報・バイタル情報等を、高いセキュリティを確保しつつ、継続的に集積するインフラ及びデータベース作りを通じて、更なる医療の質向上と、事業の安定化を目指します。

### (5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

- ①医療情報統合システムの開発、製作、販売、保守業務
- ②各種医療データの分析、調査、コンサルティング業務
- ③医療機関向け経営コンサルティング業務
- ④各種医療データの運用及び提供サービス業務
- ⑤ポータルサイトの企画、設計、開発、運営
- ⑥職業安定法に基づく有料職業紹介事業

### (6) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

|   |       |                      |
|---|-------|----------------------|
| 本 | 社     | 東京都千代田区神田美土代町7番地     |
| 九 | 州 支 店 | 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目3番3号 |

(7) 使用人の状況 (平成27年12月31日現在)

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 162名 | 21名増   | 38.1歳 | 3.6年   |

(注) 使用人の状況には、当社への出向者及びパートタイマーは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (平成27年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,959,200株
- (2) 発行済株式の総数 4,719,800株
- (3) 株主数 1,324名
- (4) 大株主

| 株主名                                               | 持株数        | 持株比率  |
|---------------------------------------------------|------------|-------|
| 富士フィルム株式会社                                        | 1,411,600株 | 29.9% |
| 株式会社メディパルホールディングス                                 | 1,051,600  | 22.3  |
| 三菱商事株式会社                                          | 160,000    | 3.4   |
| シミックホールディングス株式会社                                  | 120,000    | 2.5   |
| 岩崎博之                                              | 97,800     | 2.1   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                       | 97,300     | 2.1   |
| 浅見修二                                              | 96,000     | 2.0   |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C<br>CPB30072 482276 | 84,200     | 1.8   |
| 棚岡滋                                               | 67,600     | 1.4   |
| 第一生命保険株式会社                                        | 60,000     | 1.3   |

(注) 持株比率は自己株式(160株)を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                            |                                        |                                                |
|--------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------|
| 名 称                                        | 第 3 回 新 株 予 約 権                        |                                                |
| 発 行 決 議 日                                  | 平成18年12月12日                            |                                                |
| 新 株 予 約 権 の 数                              | 1,085個                                 |                                                |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数        | 普通株式 217,000株<br>(新株予約権1個につき200株)      |                                                |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 | 新株予約権1個当たり<br>100,000円<br>(1株当たり 500円) |                                                |
| 権 利 行 使 期 間                                | 平成20年12月13日から<br>平成28年12月12日まで         |                                                |
| 行 使 の 条 件                                  | (注)                                    |                                                |
| 役 員 の 保 有 状 況                              | 取 締 役<br>(社外取締役を除く)                    | 新株予約権の数 1,070個<br>目的となる株式数 214,000株<br>保有者数 4名 |
|                                            | 監 査 役                                  | 新株予約権の数 15個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名      |

(注) 当該新株予約権に関わる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

1. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続を認めておりません。
2. 新株予約権者たる従業員、役員が退職した場合、新株予約権の行使を認めておりません。
3. 新株予約権者たる会社が株式交換、株式移転で完全子会社となる場合、合併で消滅会社になる場合、又は、会社分割で分割する会社となる場合に完全親会社、存続会社あるいは分割を受ける会社に対する新株予約権の承継を認めておりません。
4. 新株予約権の分割行使を認めております。ただし、分割行使の際の最低行使単位は1個以上としております。
5. 新株予約権の行使によって発行された株式に対する利益配当については、新株予約権の行使がなされた営業年度の初日に新株の発行がなされたものとみなします。
6. 当社が株式交換・株式移転により完全子会社となる場合、新株予約権の権利を完全親会社となる会社に承継することができるものとします。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                          |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 岩崎 博之 |                                                                                                       |
| 取締役副社長   | 福島 常浩 | 事業開発部門長<br>CADA株式会社 取締役                                                                               |
| 専務取締役    | 浅見 修二 | CADA株式会社 代表取締役                                                                                        |
| 取締役      | 柳澤 卓二 | 管理部門長<br>CADA株式会社 取締役                                                                                 |
| 取締役      | 木村 右子 | CADA株式会社 監査役                                                                                          |
| 取締役      | 川野 隆清 |                                                                                                       |
| 取締役      | 志村 一男 | 富士フイルム株式会社メディカルシステム事業部統括マネージャー                                                                        |
| 常勤監査役    | 山田 道雄 |                                                                                                       |
| 監査役      | 中川 治  | 公認会計士中川治事務所所長<br>東光監査法人代表社員<br>税理士法人NY Accounting Partners統括代表社員<br>ほけんの窓口グループ株式会社監査役<br>プレス工業株式会社監査役 |
| 監査役      | 濱田 清仁 | よつば総合会計事務所パートナー<br>グリー株式会社社外監査役<br>株式会社キトー社外監査役<br>株式会社エスクリ社外取締役                                      |

- (注) 1. 取締役志村 一男氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役山田 道雄氏及び監査役濱田 清仁氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中川 治氏及び監査役濱田 清仁氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、山田 道雄氏及び濱田 清仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に独立役員届出書を提出しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------|-----------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(-) | 101,139千円<br>(-)      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 13,200千円<br>(10,200)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9<br>(2)  | 114,339千円<br>(10,200) |

(注) 取締役、監査役の報酬限度額は、平成16年2月25日の臨時株主総会において、取締役年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役年額8千万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役の志村 一男氏は、富士フィルム株式会社のメディカルシステム事業部統括マネージャーであり、同社は、当社の発行済株式の29.9%を所有しております。
- ・社外監査役の濱田 清仁氏はよつば総合会計事務所パートナー、グリー株式会社社外監査役、株式会社キトー社外監査役並びに、株式会社エスクリ社外取締役であります。当社は、よつば総合会計事務所、グリー株式会社、株式会社キトー並びに、株式会社エスクリとの間に特別な関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況                                                                                                   |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 志村 一男 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経験と幅広い知見に基づき、適宜発言を行っております。                                 |
| 監査役 山田 道雄 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、豊富な経験と幅広い知見に基づき、適宜発言を行っております。             |
| 監査役 濱田 清仁 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、志村一男氏、山田道雄氏及び濱田清仁氏との間で当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 16,800千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,800千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬の算定根拠及び決定のプロセス等の客観性・合理性について必要な検証を行いました。さらに過去の報酬実績等と比較し、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人は、法令及び定款、当社グループが定める「経営理念」「企業倫理」を遵守し、高い倫理観をもって行動する。
- (2) 内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける定款及び社内規程違反、法令違反、会社の行動違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。通報者が通報等をしたことを理由として、通報者に対して解雇、その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- (3) 内部監査部署は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認する。
- (4) 反社会的勢力の排除については、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては、当社グループを挙げて毅然とした態度で対応し、これと一切の関係を遮断する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社グループの取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報については、法令の定めによるほか、社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理をするとともに、監査役等の閲覧要請に備える。
- (2) 情報セキュリティ管理についての規程を策定し、情報セキュリティレベルを確立・維持する。
- (3) 情報システム管理についての規程を策定し、情報システムを安全に管理・維持する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループとして一貫した方針のもとに、効果的かつ総合的に実施する。
- (2) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、統制委員会にて十分な審議を行い、特に重要なものについては取締役会にて報告する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (2) 各部門においては、「職務分掌規程」及び「職務権限基準表」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
- (2) 監査役及び内部監査責任者は、当社グループの取締役及び使用人の職務執行状況の監査、指導を行う。

#### 6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、当該使用人が、監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要する。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、当社グループの事業及び内部統制、業務の執行状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- (3) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
  - (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、当社グループの重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
  - (2) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、他の取締役及び内部監査責任者とも適宜に意見交換を行う。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため「財務報告の基本方針」を定め、財務報告にかかる内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じることとする。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

#### 1. 内部統制システム全般について

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のリスク・コンプライアンス室がモニタリングし、課題の洗い出しと改善を進めました。また、内部監査室にて金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しております。

#### 2. リスク管理・コンプライアンス体制について

##### (1) リスク管理について

リスク・コンプライアンス委員会は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを抽出・評価を行い、経営上のリスクの存在の早期発見及び対応方針の検討につとめました。

## (2) コンプライアンス体制について

リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループにおけるコンプライアンスの重要性を役職員に発信し、当社グループのコンプライアンスに関する課題の把握及びその対応策の立案につとめました。また、当社グループの役職員に対する入社時のコンプライアンス研修に加え、管理職向けの研修を適宜開催いたしました。

## (3) 統制委員会による報告について

統制委員会は、リスク・コンプライアンス委員会及びJ-SOX委員会が、適正に運用されていることを管理監督し、その結果を取締役会へ報告いたしました。

## 3. 反社会的勢力排除について

全ての新規取引先との取引開始時に反社会的勢力との取引を排除するための調査を実施し、契約書等に反社会的勢力排除に関する規定を盛り込む等の運用を継続して行いました。

## 4. 子会社経営管理について

当社の経営企画室が毎月開催される子会社の取締役会に全回出席し、子会社取締役の職務執行の監督を実施いたしました。また管理担当部門は、月次で数値目標の管理を実施するとともに、毎月開催している取締役会において、事業戦略の進捗及び予算の進捗の把握につとめました。

## 5. 取締役の職務執行について

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定時取締役会を月1回開催し、さらに適宜臨時取締役会を開催いたしました。

定時取締役会では、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行いました。

## 6. 監査役について

監査役は、監査役会において策定した監査計画に基づいて、当社グループの業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施いたしました。また、取締役会、その他重要な会議に出席し意見を述べたほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じて監査を行いました。監査役は監査役会及び会計監査人との打合せ並びに内部監査室との打ち合わせを適宜実施いたしました。

## 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 ) |           | ( 負 債 の 部 )   |           |
| 流 動 資 産     | 2,416,274 | 流 動 負 債       | 407,678   |
| 現金及び預金      | 1,751,953 | 買掛金           | 63,834    |
| 売掛金         | 596,974   | 未払金           | 129,708   |
| 原材料         | 9,369     | 未払費用          | 3,434     |
| 前払費用        | 24,400    | 未払法人税等        | 78,336    |
| 繰延税金資産      | 7,762     | 未払消費税等        | 42,728    |
| その他         | 25,813    | 預り金           | 13,620    |
| 固 定 資 産     | 497,317   | 前受収益          | 71,420    |
| 有形固定資産      | 97,027    | その他           | 4,595     |
| 建物附属設備      | 37,801    | 固 定 負 債       | 21,393    |
| 工具、器具及び備品   | 59,225    | 資産除去債務        | 18,469    |
| 無形固定資産      | 194,550   | その他           | 2,924     |
| ソフトウェア      | 110,889   | 負 債 合 計       | 429,072   |
| ソフトウェア仮勘定   | 83,661    | ( 純 資 産 の 部 ) |           |
| 投資その他の資産    | 205,739   | 株 主 資 本       | 2,489,601 |
| 長期前払費用      | 17,758    | 資 本 金         | 910,656   |
| 投資有価証券      | 55,700    | 資 本 剰 余 金     | 1,495,376 |
| 関係会社株式      | 20,000    | 資本準備金         | 1,495,376 |
| 繰延税金資産      | 1,782     | 利 益 剰 余 金     | 83,879    |
| その他         | 110,498   | その他利益剰余金      | 83,879    |
| 繰 延 資 産     | 5,082     | 繰越利益剰余金       | 83,879    |
| 株式交付費       | 5,082     | 自 己 株 式       | △311      |
| 資 産 合 計     | 2,918,674 | 純 資 産 合 計     | 2,489,601 |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 2,918,674 |

## 損益計算書

(自平成27年1月1日)  
(至平成27年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 2,413,786 |
| 売上原価         |         | 516,381   |
| 売上総利益        |         | 1,897,405 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,614,912 |
| 営業利益         |         | 282,493   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 256     |           |
| セミナ－収入       | 104     |           |
| その他の         | 27      | 389       |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 36      |           |
| 株式交付費償却      | 2,677   | 2,713     |
| 経常利益         |         | 280,168   |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 820     |           |
| 減損損失         | 16,960  | 17,780    |
| 税引前当期純利益     |         | 262,388   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 103,914 |           |
| 法人税等調整額      | △5,536  | 98,377    |
| 当期純利益        |         | 164,010   |

## 株主資本等変動計算書

(自平成27年1月1日)  
(至平成27年12月31日)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |               |                                  |               |         |             | 純 資 産 計   |
|---------------|---------|-----------|---------------|----------------------------------|---------------|---------|-------------|-----------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金                        |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |           |
|               |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |           |
| 当 期 首 残 高     | 883,656 | 1,468,376 | 1,468,376     | △80,131                          | △80,131       | -       | 2,271,902   | 2,271,902 |
| 当 期 変 動 額     |         |           |               |                                  |               |         |             |           |
| 新 株 の 発 行     | 27,000  | 27,000    | 27,000        |                                  |               |         | 54,000      | 54,000    |
| 当 期 純 利 益     |         |           |               | 164,010                          | 164,010       |         | 164,010     | 164,010   |
| 自 己 株 式 の 取 得 |         |           |               |                                  |               | △311    | △311        | △311      |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 27,000  | 27,000    | 27,000        | 164,010                          | 164,010       | △311    | 217,699     | 217,699   |
| 当 期 末 残 高     | 910,656 | 1,495,376 | 1,495,376     | 83,879                           | 83,879        | △311    | 2,489,601   | 2,489,601 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券  
時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 原材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物附属設備    | 6年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～10年 |

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として、3年間の均等償却を採用しております。

##### ② 無形固定資産

- ソフトウェア（自社利用） 社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

- 株式交付費 3年間の定額法により償却しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記（貸借対照表）

前事業年度において区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金」（当事業年度110,125千円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額   | 187,805千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び債務 |           |
| ① 短期金銭債権             | 21,148千円  |
| ② 短期金銭債務             | 26,460千円  |

#### (3) 偶発債務

当社は、平成26年4月11日付で大阪地方裁判所において訴訟の提起を受け（管轄相違による移送を受け、現在は東京地方裁判所に係属しております。）、同年4月14日に訴状を受領しました。詳細については以下のとおりであります。

##### ① 訴状の提起に至った経緯

当社は、株式会社アックスエンジニアリング（以下「アックス社」。）との間で、医療機関向けシステムの共同開発を進めてきましたが、かかる共同開発におけるアックス社の担当業務に関して、アックス社が、当社に対して、対価の支払いを請求すべく、訴訟を提起してきたものであります。

##### ② 訴訟を提起した者

株式会社アックスエンジニアリング

##### ③ 訴訟の内容及び請求金額

##### 1) 訴訟の内容

請負代金の請求

##### 2) 請求金額

19,110千円及びこれに対する平成26年2月6日から支払済みに至るまで年6分の割合による遅延損害金

##### ④ 今後の見通し

当社は、アックス社との間において、当社には支払義務がないと認識していることから、引き続き、請求の全部について争っていく方針であります。

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 24,500千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                                                                      |            |
|----------------------------------------------------------------------|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数<br>普通株式                                  | 4,719,800株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数<br>普通株式                                   | 160株       |
| (3) 剰余金の配当に関する事項<br>該当事項はありません。                                      |            |
| (4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数<br>普通株式 | 288,000株   |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産を中心とし、投機的な取引は行わない方針であります。また、資産調達については、主として内部留保による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は主に本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、業務上関係を有する企業及び関係会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程及び与信管理規程に従い、担当部署が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### 2 市場リスクの管理

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

##### 3 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 1,751,953        | 1,751,953 | —       |
| (2) 売掛金    | 596,974          | 596,974   | —       |
| 資産計        | 2,348,927        | 2,348,927 | —       |
| (1) 買掛金    | 63,834           | 63,834    | —       |
| (2) 未払金    | 129,708          | 129,708   | —       |
| (3) 未払法人税等 | 78,336           | 78,336    | —       |
| (4) 未払消費税等 | 42,728           | 42,728    | —       |
| (5) 預り金    | 13,620           | 13,620    | —       |
| 負債計        | 328,228          | 328,228   | —       |

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

## (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式(貸借対照表計上額75,700千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示の対象としておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,751,953    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 596,974      | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 2,348,927    | —                   | —                    | —            |

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産          |          |
| 未払事業税           | 6,072千円  |
| 未払事業所税          | 1,063千円  |
| 未払費用            | 372千円    |
| 前払費用            | 254千円    |
| 棚卸資産            | 1,217千円  |
| 減価償却費超過額        | 4,173千円  |
| 資産除去債務          | 5,965千円  |
| その他             | 171千円    |
| 繰延税金資産小計        | 19,292千円 |
| 評価性引当額          | △7,183千円 |
| 繰延税金資産合計        | 12,108千円 |
| 繰延税金負債          |          |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △2,563千円 |
| 繰延税金負債合計        | △2,563千円 |
| 繰延税金資産の純額       | 9,545千円  |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容       | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|------------|-------------------|-----------|-------------|----------|----|----------|
| 役員 | 岩崎 博之      | (被所有)直接 2.07      | 当社代表取締役社長 | 新株予約権の行使(注) | 12,000   | -  | -        |
| 役員 | 浅見 修二      | (被所有)直接 2.03      | 当社専務取締役   | 新株予約権の行使(注) | 12,000   | -  | -        |

(注) 平成18年12月12日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 527円50銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 35円33銭

(注) 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行いました。当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月15日

メディカル・データ・ビジョン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |   |   |     |   |
|--------------------|-------|---|---|-----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 | 上 | 亮比呂 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三 | 井 | 勇治  | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メディカル・データ・ビジョン株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月17日

メディカル・データ・ビジョン株式会社 監査役会

|              |    |    |   |
|--------------|----|----|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 山田 | 道雄 | ㊟ |
| 監査役          | 中川 | 治  | ㊟ |
| 監査役（社外監査役）   | 濱田 | 清仁 | ㊟ |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第29条（社外取締役の責任免除）及び第39条（社外監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、本議案が承認可決された場合には、当社は、社外取締役全員及び監査役全員と責任限定契約を締結する予定であります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款            | 変 更 案                          |
|--------------------|--------------------------------|
| (目的)               | (目的)                           |
| 第2条                | 第2条                            |
| (1) ~ (10) (条文省略)  | (1) ~ (10) (現行どおり)             |
| (新 設)              | <u>(11) 少額短期保険業者の設立準備に係る業務</u> |
| <u>(11)</u> (条文省略) | <u>(12)</u> (現行どおり)            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条～第38条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、業務執行取締役を1名減員するとともに、新たに社外取締役を2名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | いわざき ひろゆき<br>岩崎 博之<br>(昭和35年6月14日) | 昭和63年6月 株式会社アレック代表取締役<br>平成6年6月 株式会社アイズ常務取締役<br>平成9年6月 株式会社クーコム常務取締役<br>平成14年2月 株式会社日本医療データセンター入社<br>平成15年8月 当社設立 代表取締役<br>平成26年9月 当社代表取締役社長（現任）                                                                          | 97,800株    |
| 2     | あさみ しゅうじ<br>浅見 修二<br>(昭和31年9月24日)  | 昭和54年4月 日本NCR株式会社入社<br>平成12年10月 トリップワイヤ・ジャパン株式会社<br>代表取締役社長<br>平成13年12月 株式会社LTC代表取締役社長<br>平成14年12月 株式会社日本医療データセンター入社<br>平成15年8月 当社取締役<br>平成16年10月 当社専務取締役（現任）<br>平成27年4月 CADA株式会社代表取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>CADA株式会社代表取締役 | 96,000株    |
| 3     | やなぎさわ たくじ<br>柳澤 卓二<br>(昭和47年5月17日) | 平成7年4月 東京リコー株式会社（現リコージャパン株式会社）入社<br>平成14年10月 旧MUハンズオンキャピタル株式会社入社<br>平成18年10月 当社入社<br>平成20年7月 当社取締役<br>平成26年2月 当社取締役管理部門長（現任）<br>平成27年4月 CADA株式会社取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>CADA株式会社取締役                                      | —          |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | ふくしま つねひろ<br>福島 常浩<br>(昭和32年8月2日) | 昭和57年4月 味の素株式会社入社<br>平成13年6月 カスタマー・コミュニケーションズ株式会社<br>取締役<br>平成18年6月 株式会社ぐるなび取締役CRM部門長<br>平成19年4月 同社取締役マーケティング部門長<br>平成22年4月 同社取締役総合政策室長<br>平成23年7月 当社入社<br>平成24年4月 当社取締役<br>平成25年3月 当社取締役事業開発部門長<br>平成27年3月 当社取締役副社長兼事業開発部門長<br>平成27年4月 CADA株式会社取締役(現任)<br>平成28年3月 当社取締役副社長兼事業企画部門長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>CADA株式会社取締役 | -              |
| 5         | きむら ゆうこ<br>木村 右子<br>(昭和31年11月6日)  | 昭和53年5月 株式会社古川商事入社<br>平成4年5月 株式会社進学教育社入社<br>平成13年1月 株式会社ビーウィズ入社<br>平成14年2月 株式会社日本医療データセンター入社<br>平成16年1月 当社入社<br>平成17年10月 当社取締役(現任)<br>平成27年6月 CADA株式会社監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>CADA株式会社監査役                                                                                                                           | -              |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6         | ※<br>やまかわ なおや<br>山 川 直 也<br>(昭和42年8月25日) | 平成2年4月 富士写真フイルム株式会社(現富士フイルム株式会社)入社<br>平成5年5月 同社香港事務所出向<br>平成7年5月 同社メディカルシステム事業部<br>平成17年3月 同社米国法人出向(FUJIFILM MEDICAL SYSTEMS USA INC)<br>平成24年4月 同社メディカルシステム事業部ITソリューション部課長<br>平成26年10月 同社メディカルシステム事業部ITソリューション部統括マネージャー(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>富士フイルム株式会社メディカルシステム事業部ITソリューション部統括マネージャー      | -              |
| 7         | ※<br>かつき そういち<br>香 月 壯 一<br>(昭和26年5月11日) | 昭和51年4月 株式会社東急百貨店入社<br>平成10年7月 同社営業政策部長<br>平成13年2月 同社グループ事業統括室長<br>平成17年6月 東急カード株式会社取締役営業開発部長<br>平成17年10月 株式会社ぐるなび常務執行役員管理部門長<br>平成18年6月 同社常務取締役管理本部長<br>平成21年6月 同社常務取締役営業本部長<br>平成23年6月 同社取締役専務執行役員管理本部長<br>平成25年5月 同社取締役副社長執行役員<br>平成26年1月 東京急行電鉄株式会社顧問(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>東京急行電鉄株式会社顧問 | 2,000株         |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8     | ※<br>ふじみや ひろあき<br>藤宮 宏章<br>(昭和22年1月31日) | 昭和53年12月 株式会社東洋情報システム (現TIS株式会社)<br>入社<br>平成14年6月 コマツソフト株式会社 (現クオリカ株式会社) 代表取締役副社長 兼 TIS株式会社取締役<br>平成16年4月 クオリカ株式会社代表取締役社長<br>平成20年4月 TIS株式会社代表取締役社長<br>平成20年4月 ITホールディングス株式会社取締役<br>平成23年4月 TIS株式会社代表取締役会長<br>平成25年4月 TIS株式会社特別顧問<br>平成26年4月 株式会社フジ総研設立 代表取締役社長 (現任)<br>平成26年12月 株式会社ホロンシステム監査役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社フジ総研代表取締役社長<br>株式会社ホロンシステム監査役 | -          |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山川直也氏、香月壯一氏及び藤宮宏章氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 山川直也氏を社外取締役候補者とした理由は、医療システム分野における高い見識と豊富な経験を、実践的な視点から当社の経営に反映していただくためであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 香月壯一氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたるサービス業界での企業経営を通じて培った高い見識をもとに、実践的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断したためであります。
- (3) 藤宮宏章氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたるシステム開発業界での経験や、代表取締役としての会社経営を通じて培った高い見識をもとに、実践的及び多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断したためであります。
5. 浅見修二氏は、CADA株式会社の代表取締役であり、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。また、柳澤卓二氏及び福島常浩氏はCADA株式会社の取締役であり、木村右子氏は同社の監査役であります。

6. 山川直也氏、香月壯一氏及び藤宮宏章氏が選任された場合は、当社は上記各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 香月壯一氏及び藤宮宏章氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、上記各氏が選任された場合は、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬等は、平成16年2月25日開催の臨時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とすることをご承認をいただいておりますが、取締役の報酬制度と当社業績及び株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とし、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、年額1億円以内の範囲で以下の2種類のストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株式報酬型ストック・オプション
2. 通常型ストック・オプション

ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、上記2種類のストック・オプションは、下記のストック・オプションとしての新株予約権の内容において、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数をそれぞれ上限600個としておりますが、当該期間における上限個数は株式報酬型ストック・オプション及び通常型ストック・オプションを合わせて600個を超えないものといたします。

また、現在の当社取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）となります。

#### 記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権の内容

#### 1. 株式報酬型ストック・オプション

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）

又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時

点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

## (2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は600個を上限とする。

## (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から10年以内の範囲で、取締役会で定める期間とする。

## (6) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

② その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

## (8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

## 2. 通常型ストック・オプション

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

### (2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は600個を上限とする。

### (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。
- (6) 新株予約権の行使条件
- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- ② その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他の新株予約権の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田美土代町7番地  
住友不動産神田ビル 3階 ベルサール神田  
TEL 03-5281-3053



交通 都営地下鉄新宿線 小川町駅 B6出口より 徒歩約2分  
東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B6出口より 徒歩約2分  
東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 A6出口より 徒歩約3分  
JR線 神田駅 北口より 徒歩約7分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。